

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）およびするめいかに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

1 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	43.7
福井くろまぐろ（小型魚）県漁船漁業等	0.5

第 2 くろまぐろ（大型魚）

1 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	30.3
福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	1.0

第 3 するめいか

1 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県するめいか沿岸漁業	現行水準

ぶりに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における法第 16 条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第 1 ぶり

1 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県ぶり沿岸漁業	試行水準